

○ 農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1～第6（略）</p> <p>第7 各種交付金の手続等</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 水田活用の所得補償交付金</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>交付申請手続等</u></p> <p>① <u>交付申請手続</u></p> <p>水田活用の所得補償交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容欄」の「（3）水田活用の所得補償交付金」の回答欄の「はい」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。</p> <p>② <u>出荷・販売等の実績報告</u></p> <p><u>水田活用の所得補償交付金の交付申請者は、原則として対象作物の生産年の12月20日までに、「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第8号の2。以下「出荷・販売等実績報告書」といい</u></p>	<p>第1～第6（略）</p> <p>第7 各種交付金の手続等</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 水田活用の所得補償交付金</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>交付申請手続</u></p> <p>（新規）</p> <p>水田活用の所得補償交付金の交付申請者は、交付申請書の「交付申請の内容欄」の「（3）水田活用の所得補償交付金」の回答欄の「はい」に○を付けて、営農計画書とともに、生産年の6月30日までに、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出します。</p> <p>（新規）</p>

ます。)を作成し、確認書類として、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して地域センター等に提出します。

(注1) 畑作物の所得補償交付金(数量払)に交付申請した者であって、同交付金(数量払)の交付申請手続において、水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する(提出した)者は、当該対象作物に係る出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等については、提出する必要はありません。

(注2) 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売(直売所等での販売)実績報告書」(参考様式4)を作成して提出してください。

### (3) 作付面積等の確認

①～③ (略)

④ 地域センター等は、交付申請者ごとの出荷・販売等実績報告書の内容等を確認します。

(4)～(6) (略)

### (7) 捨てづくりの防止対策等

① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。そのような栽培方法に則さず、明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には、交付金を

### (3) 作付面積等の確認

①～③ (略)

(新規)

(4)～(6) (略)

### (7) 捨てづくりの防止対策等

① 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。そのような栽培方法に則さず、明らかに作付けや肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には、交付金を

交付しないこととします。

(注) 地域センター等は、交付申請者が交付申請を行った作物に係る農地のうち、通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われたものについて、農業共済組合等から情報提供を受け、地域農業再生協議会の協力の下、その状況の確認を行います。

確認の結果、十分な収量が得られないと判断される農地については、交付対象面積から除外します。

② 米粉用米、飼料用米及び加工用米については、地域センター等における新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、実需者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、米穀の需給調整実施要領別紙3の第5の2の(3)及び別紙4の第5の6の(1)において定められた単収を用いて面積換算することにより、当該米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の実需者等への出荷数量を確認します。

(以下略)

③・④ (略)

## 5 各種加算金

### (1) 規模拡大加算

#### ① 対象農地

規模拡大加算の対象農地は、本制度の交付金の交付申請者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権の設定（存続期間が6年以上のもの。残存期間が

交付しないこととします。

② このうち、米粉用米、飼料用米及び加工用米については、地域センター等における新規需要米取組計画及び加工用米取組計画の認定等に際して、実需者等との間で締結した出荷・販売契約数量を、米穀の需給調整実施要領別紙3の第5の2の(3)及び別紙4の第5の6の(1)において定められた単収を用いて面積換算することにより、当該米穀の作付面積が適切に設定されていることを確認し、さらに、出荷段階において、当年産米の実需者等への出荷数量を確認します。

(以下略)

③・④ (略)

## 5 各種加算金

### (1) 規模拡大加算

#### ① 対象農地

規模拡大加算の対象農地は、本制度の交付金の交付申請者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権の設定（存続期間が6年以上のもの。残存期間が

6年以上の利用権の移転を含みます（ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行う場合には、その存続期間又は残存期間がそれぞれ5年のものに限ります。）。以下同じです。）が行われたものが対象です。具体的には、別紙11「規模拡大加算の交付対象要件」に定める要件を全て満たす必要があります。

なお、米の生産数量目標に従っていない農業者が、主食用米を生産することを目的に面的集積した農地は対象となりません。

また、平成24年度については、平成23年度と同様、本制度の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を生産することを目的に面的集積した農地については、本制度の交付金の交付申請者か否かにかかわらず特例として対象になります。

（注）利用権とは、基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権のことです。

## ②～⑥（略）

### ⑦ 利用権の設定が解約された場合の加算金の返還

規模拡大加算の交付対象となった利用権の設定が、その効力が発生する日から6年（基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権については、その効力が発生する日から5年）が経過する日までに解約（利用権の移転を含みます。以下同じです。）された場合は、規模拡大加算交付金を返還

6年以上の利用権の移転を含みます。以下同じです。）が行われたものが対象です。具体的には、別紙11「規模拡大加算の交付対象要件」に定める要件を全て満たす必要があります。

なお、米の生産数量目標に従っていない農業者が、主食用米を生産することを目的に面的集積した農地は対象となりません。

また、平成24年度については、平成23年度と同様、本制度の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を生産することを目的に面的集積した農地については、本制度の交付金の交付申請者か否かにかかわらず特例として対象になります。

（注）利用権とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第4条第4項第1号に規定する利用権のことです。

## ②～⑥（略）

### ⑦ 利用権の設定が解約された場合の加算金の返還

規模拡大加算の交付対象となった利用権の設定が、その効力が発生する日から6年を経過する日までに解約（利用権の移転を含みます。以下同じです。）された場合は、規模拡大加算交付金を返還しなければなりません。

しなければなりません。  
(以下略)

ア～イ (略)

ウ 新たな利用権の設定の期間又は新たに移転を受けた利用権の残存期間が、解約された利用権の設定の効力発生の日から6年(基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権については、その効力が発生する日から5年)が経過する日以降まで存続すること(別紙11「規模拡大加算の交付要件」の1のただし書き(ブロックローテーション等の扱い)の場合を除きます。)

エ (略)

第8 (略)

## 第9 関係機関の役割

本制度の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) ~ (4) (略)

(5) 農業共済組合等

① (略)

② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報(通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関

(以下略)

ア～イ (略)

ウ 新たな利用権の設定の期間又は新たに移転を受けた利用権の残存期間が、解約された利用権の設定の効力発生の日から6年経過する日以降まで存続すること(別紙11「規模拡大加算の交付要件」の1のただし書き(ブロックローテーション等の扱い)の場合を除きます。)

エ (略)

第8 (略)

## 第9 関係機関の役割

本制度の交付金の手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。

(1) ~ (4) (略)

(5) 農業共済組合等

① (略)

② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報を地域農業再生協議会に提供

<p>係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。)を地域センター等及び地域農業再生協議会に提供 等</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第10～第13 (略)</p>	<p>等</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第10～第13 (略)</p>
---	--

附 則

- 1 この通知による改正は、平成24年12月17日から施行します。
- 2 この通知による改正後の第7の4の(2)の②及び(3)の④並びに同5の(1)の①の規定に係る部分については、平成25年4月1日から適用します。

○ 農業者戸別所得補償制度実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)(別紙)新旧対照表  
 (下線部分は改正部分)

改正後		現行
数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類		(別紙4)
対象作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦	交付年度に生産する麦であって、農協等と実需者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用麦、ビール用麦は対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類(出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど)</li> <li>麦品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど)</li> <li>品質評価(A～Dランク)結果を確認できる書類(品質評価主体から通知された品質評価結果通知書の写しなど) (注)品質評価(A～Dランク)の基準については、別紙5「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります。</li> <li>通常の利用と異なる用途があり、実際の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類(実需者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの)</li> </ul>
大豆	交付年度に生産する大豆であって、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、大豆品位等検査で3等以上の等級及び特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)</li> <li>大豆品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど)</li> </ul>
てん菜	交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度13.5度以上のものに限りします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内産糖製造事業者販売する生産者別の平均糖度及び数量を確認できる書類</li> </ul>
でん粉原料用ばれいしょ	交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限りします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類</li> </ul>
そば	交付年度に生産するそば(普通そば、だったんそば)であって、農協等と実需者等との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど)</li> <li>そば品位等検査の結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写しなど)</li> </ul>
なたね	交付年度に生産する油糧用のなたねであって、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>製油工場等との出荷・販売契約数量を確認できる書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなどで、品種名が分かるもの)</li> </ul>
<p>(注1) そば及びなたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地域センター等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。(地域センターは、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとしします。)</p> <p>(注2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象作物については、播種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類(そば及びなたねについては、地域センター等による数量確認書類を含む。)の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。                  なお、自家加工や直売所で販売する予定であった対象作物については、播種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとしします。</p>		

数量払の品質区分別生産量の対象範囲及び確認書類

対象作物	品質区分別生産量の対象範囲	確認書類
麦	<p>交付年度に生産する麦であって、農協等と実需者との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、麦品位等検査で2等以上の等級に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用麦、ビール用麦は対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写しなど）</li> <li>麦品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> <li>品質評価（A～Dランク）結果を確認できる書類（品質評価主体から通知された品質評価結果通知書の写しなど） （注）品質評価（A～Dランク）の基準については、別紙5「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。 なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてDランクとなります。</li> <li>通常の用途と異なる利用実態があり、実際の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（実需者の当年産の用途別使用見込数量を証明したもの）</li> </ul>
大豆	<p>交付年度に生産する大豆であって、農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量のうち、大豆品位等検査で3等以上の等級及び特定加工用大豆の合格に格付けされたものが対象です。 ただし、種子用大豆、黒大豆は対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>大豆品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul>
てん菜	<p>交付年度に生産するてん菜であって、国内産糖交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産糖の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものであって、糖度13.5度以上のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内産糖製造事業者販売する生産者別の平均糖度及び数量を確認できる書類</li> </ul>
でん粉原料用ばれいしょ	<p>交付年度に生産するでん粉原料用ばれいしょであって、国内産いもでん粉交付金の交付対象となり、又は交付対象となることが確実と見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたものが対象です。 ただし、北海道内で生産されたものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類</li> </ul>
そば	<p>交付年度に生産するそば（普通そば、だったんそば）であって、農協等と実需者等との販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、種子用そばは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）</li> <li>そば品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写しなど）</li> </ul>
なたね	<p>交付年度に生産する油糧用のなたねであって、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約に基づき出荷・販売した数量が対象です。 ただし、その他の用途、種子用なたねは対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製油工場等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなどで、品種名が分かるもの）</li> </ul>

(注) そば及びなたねについて、品位等検査の結果等生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地域センター等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。(地域センターは、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。)

(新規)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">(別紙11)</p> <p style="text-align: center;"><b>規模拡大加算の交付対象要件</b></p> <p>規模拡大加算の交付対象となるものは、次の1から9までの要件を全て満たすものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 規模拡大加算の交付を受ける年度の前年度の3月1日から規模拡大加算の交付を受ける年度の2月末日までに、<u>基盤強化法第19条に規定する農用地利用集積計画の公告により利用権が設定又は移転され、当該利用権の存続期間が6年以上(基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定又は移転された利用権の存続期間は5年)</u>であること。</p> </div> <p>(以下略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2～9 (略)</p> </div>	<p style="text-align: right;">(別紙11)</p> <p style="text-align: center;"><b>規模拡大加算の交付対象要件</b></p> <p>規模拡大加算の交付対象となるものは、次の1から9までの要件を全て満たすものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 規模拡大加算の交付を受ける年度の前年度の3月1日から規模拡大加算の交付を受ける年度の2月末日までに、<u>基盤強化法第19条に規定する農用地利用集積計画の公告が行われた利用権の設定で、存続期間6年以上であること。</u></p> </div> <p>(以下略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2～9 (略)</p> </div>

○ 農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）（様式）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p><b>【表面】</b></p> <p>様式第8号の2</p> <p>水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>〇〇地域センター長 殿          〇〇農政局長          北海道農政事務所長          内閣府沖縄総合事務局長</p> <p>報告（誓約）者 住所          氏名 印</p> <p>交付申請者管理コード  <input type="text"/></p> <p>農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の4の（2）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。</p> <p>記</p> <p>1. 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類  <u>裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。</u>  <u>「来年の6月30日までに提出」としたものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。</u></p> <p>（注1）交付申請している対象作物名の口に✓（チェック）を付けた上で、対象作物ごとの出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の確認書類の提出方法について、該当する提出方法の口に✓（チェック）を付けてください。</p> <p>（注2）畑作物の所得補償交付金（数量払）に交付申請した方で、同交付金（数量払）の交付申請手続において、水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る出荷・販売状況が分かる書類を提出する（提出した）方は、「畑作物の所得補償交付金で提出」の口に✓（チェック）を付けてください（本報告で出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を提出する必要はありません）。</p> <p>（注3）対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式4）を作成して提出してください。</p>	<p>（新規）</p>

改正後

現行

【裏面】

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
<input type="checkbox"/> 麦	<input type="checkbox"/> 畑作物の所得補償交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 大豆	<input type="checkbox"/> 畑作物の所得補償交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> そば	<input type="checkbox"/> 畑作物の所得補償交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> なたね	<input type="checkbox"/> 畑作物の所得補償交付金で提出 <input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 米粉用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> WCS用稲	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 加工用米	米穀の需給調整実施要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
<input type="checkbox"/> 飼料作物	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出
<input type="checkbox"/> 地域振興作物 (産地資金)	<input type="checkbox"/> 今回提出 <input type="checkbox"/> 来年の6月30日までに提出

(新規)

2 交付金の返還

正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。

改正後	現 行
<p>様式第14号別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>規模拡大加算の交付申請に関する誓約事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用権の設定（又は移転）の効力が発生する日から6年（<u>基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定（又は移転）された利用権については、その効力が発生する日から5年</u>）が経過する日までに、次の作付をしたことが判明した場合</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) 行われた利用権の設定（又は移転）が、その効力が発生する日から6年（<u>基盤強化法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について設定（又は移転）された利用権については、その効力が発生する日から5年</u>）が経過する日までに解約（又は移転）された場合（農業者戸別所得補償制度実施要綱に定める返還の例外を除く）</p>	<p>様式第14号別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>規模拡大加算の交付申請に関する誓約事項</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用権の設定（又は移転）の効力が発生する日から6年を経過する日までに、次の作付をしたことが判明した場合</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) 行われた利用権の設定（又は移転）が、その効力が発生する日から6年を経過する日までに解約（又は移転）された場合（農業者戸別所得補償制度実施要綱に定める返還の例外を除く）</p>

改正後

現行

参考様式 4

年 月 日

水田活用の所得補償交付金の対象作物に係る自家加工販売  
(直売所等での販売) 実績報告書

自家加工農業者 (販売農業者)

住 所

氏 名

1 原料農産物使用実績 (対象農産物のうち該当するものを記載)

(単位: kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの
-----	-----	-----
-----	-----	-----

(注) 地域振興作物 (産地資金) については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

2 商品の加工販売実績 (直売所での販売実績)

(単位: kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売 (予定) 数量
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
合 計			

(注1) 「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注2) 「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注3) 「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください (直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください)。

(新規)